

北海道告示第10574号

北海道が令和6年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分の2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業水利施設の長寿命化、水管理労力軽減や維持管理コスト低減、機能回復、事故防止及びため池の保全・避難対策等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 北海道土地改良事業団体連合会 農業協同組合</p>	<p>市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費 (1) 長寿命化対策 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査 (2) 自然災害等対策 ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 水質保全対策 ケ 利活用保全 コ 機能保全計画策定等 サ 実施計画策定 シ 耐震性点検・調査 ス 安全度評価 (3) 危機管理対策 ア 危機管理システム等整備 (4) ため池防災環境整備 ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進 (5) ため池の保全・避難対策 ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施 (6) 施設情報整備・共有化対策 ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化</p>	<p>別記1のとおり</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 から農政第107号様式 農政第109号様式 から農政第111号様式 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（申請者が北海道土地改良事業団体連合会である場合は農政部農村振興局農村整備課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（申請者が北海道土地改良事業団体連合会の場合を除く。）</p>	

<p>2 農業基盤整備促進事業 農地集積の加速化や農業の付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、農地・農業水利施設等の整備に係る地域の取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合 農地中間管理機構 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農業基盤整備促進事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う調査・調整活動に要する経費</p> <p>(1) 定額助成 ア 田の区画拡大 イ 畑の区画拡大 ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末端畑地かんがい施設 カ 土層改良 キ 更新整備 ク 畑作転換工 ケ 水田貯留機能向上支援</p> <p>(2) 定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農用地の保全 キ 調査・調整 ク 指導</p>	<p>別記2のとおり</p> <p>100分の50以内。 ただし、営農用水を除き(2)アを実施するものにあつては、100分の64以内 (別記3に掲げる場合にあつては、100分の55以内、ただし、営農用水を除き(2)アを実施するものにあつては、100分の69以内)</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式 その3</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その3 農政第105号様式 から農政第107号様式まで 農政第109号様式 から農政第112号様式その1まで 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
---	---	--	---	---	--	---	--------------------------	--